

令和8年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

提言・要望事項	回答
1. 地域生活課題への対応	
<p>障がい者が安心して運動・スポーツに参加するための環境整備</p> <p>障がい者がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりのため、スポーツクラブ指導者等に対するパラスポーツ指導員資格取得の促進に係る取組を要望します。</p> <p>(1) 【具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初級パラスポーツ指導員資格及び養成に関する情報の周知 2. 初級パラスポーツ指導員資格取得に係る経費に対する助成制度の創設 	<p>○ 県では、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めており、障がいのある方が気軽にスポーツに親しみ、また地域でパラスポーツが展開されるためにも、パラスポーツ活動を支える人を育成することは重要です。</p> <p>○ 初級パラスポーツ指導員は、パラスポーツに関心があり、指導や支援の意欲があれば、どなたでも取得できる資格です。</p> <p>○ まずはこの資格に興味を持ってもらうことが大切であり、県としても様々な場での周知を積極的に行ってまいります。</p> <p>○ 初級パラスポーツ指導員の資格取得の助成については、ほかのスポーツ資格との兼ね合いもあることから、今後、課題整理の上、検討していきます。</p>
<p>重層的支援体制整備事業の柔軟かつ安定的な実施体制の維持</p> <p>それぞれの市町村が、社会資源の状況や取組内容等の地域特性に応じて、柔軟かつ安定的に事業が実施できるよう、以下のことについて、島根県から国に要望してください。</p> <p>(2) 【具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多機関協働事業において、外部委託を引き続き可能とすること 2. 安定的な運営が可能となる財源（交付金）の確保 	<p>○ 平成29年の社会福祉法の改正により、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備（包括的な支援体制の整備）が市町村の努力義務となり、各市町村で整備に向けた取組が進められています。</p> <p>○ 今年度は、7市町で重層的支援体制整備事業の多機関協働事業等（国1/2、県1/4、市町村1/4）を活用した体制整備が進められていますが、令和7年3月に厚生労働省から下記のような課題が提起され、交付基準額の引き下げや、原則として外部委託を認めないといった見直しを示されました。</p> <p>[現行事業の課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的な支援体制整備について、地域住民を含む関係者等と十分検討することなく、実施されている。 ・ 包括的な支援体制の整備を目的としているのに、事業の実施効果の評価等が十分に実施されておらず、事業の実施が目的となっている。 <p>○ 県としては、引き続き市町村の実情に応じた活用ができるよう、全国知事会を通じて、多機関協働事業等の外部委託による実施を可能とした現行の取扱いを継続することや、時限を設けることなく、交付金を現行どおり措置することについて、国に要望しているところではありますが、まずは委託元の市町とよく相談されるべきことだと考えます。</p>

提言・要望事項		回答
(3)	<p>「子育て短期支援事業」の充実強化に向けた環境整備</p> <p>「子育て短期支援事業」の委託先拡充及び担い手育成等の環境整備に係る取組を要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「子育て短期支援事業」に係る委託先拡充について、市町村への積極的な働きかけ 委託先拡充にあたり、県域における担い手育成に係る研修の実施 	<p>○ 近くに親族等がおらず、保護者が疾病になった場合などに子どもを預かってもらえない世帯にとって、「子育て短期支援事業」は重要な取組です。</p> <p>○ 受け入れ施設のない市町村もありますが、里親の活用も有効な手段であり、令和5年度にはその活用について要望を受け、市町村に働きかけた結果、3市が新たに事業を開始し、現在11市町で事業が実施されています。</p> <p>○ 里親は安心して信頼度の高い委託先であり、里親による「子育て短期支援事業」が県内で広がるよう取り組んでまいります。</p> <p>○ あわせて、里親制度の普及啓発を進め、里親の増加を図るとともに、里親支援センターや児童養護施設等と連携して養育トレーニングを行い、この事業を受託できる里親を増やしていきたいと考えています。</p> <p>○ 一方、乳幼児や緊急ニーズについては、里親の負担が大きいため、乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設での受け入れ体制を引き続き整えていきます。</p> <p>○ また、この事業では保育士等を委託先にすることも認められており、里親だけでは需要の増加などに対応できず、保育士等を活用する市町村に対しては、保護を適切に行えるよう子育て関連の研修などを紹介していきます。</p>
2. 総合的な権利擁護体制の確立		
(1)	<p>地域における成年後見制度の利用促進に向けた支援の強化</p> <p>市町村における成年後見制度の利用促進が図られるよう市町村への支援体制強化に係る取組を要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用促進体制整備推進事業の「体制整備アドバイザー」配置による市町村支援 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が進める権利擁護支援のネットワークづくり 中核機関未設置市町村への立ち上げ支援 中核機関が担う機能（広報、相談、受任調整、担い手育成、後見人支援など）への助言 市町村担当職員及び福祉関係者等（福祉サービス事業所、相談支援機関、行政、社協など）を対象とした研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> 市町村担当職員を対象とした市町村長申立ての実務に関する研修 福祉関係者等を対象としたネットワークづくりに向けた研修 島根県成年後見制度利用促進協議会の機能強化（テーマ別検討体制の構築） （テーマ例）：成年後見制度利用支援事業、市町村長申立て、地域連携ネットワーク、担い手の育成（市民後見人、法人後見、専門職後見人）など 	<p>○ 成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が低下した方に対する権利擁護を支える重要な手段であり、その利用促進に関する法律を踏まえると、市町村が主体的に取り組まれ、県は広域的な見地から、市町村の取組を支援する立場にあります。</p> <p>○ 県としては、令和4年度に、県や市町村、関係機関・団体等で構成する「成年後見制度利用促進協議会」を設け、家庭裁判所や専門職団体等と連携し、市町村における中核機関の設置や地域連携ネットワークづくりなどの基盤整備に向け、情報提供などの支援に取り組んでいます。</p> <p>○ 市町村による権利擁護支援の体制づくりを推進するため、今年度、初めて島根県社会福祉協議会と連携し、8月4日に市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員に対して研修を実施しました。</p> <p>○ 引き続き、協議会における意見や各市町村の実情などを踏まえながら、県として必要な市町村支援に取り組んでまいります。</p>

提言・要望事項	回答
3. 福祉人材の確保・育成・定着の対策強化	
<p>(1) 福祉・介護サービスの基盤整備</p> <p>福祉・介護サービスの基盤整備のための各種取組を要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>1. 処遇改善、報酬制度柔軟化に向けた国への継続的な働きかけの強化</p> <p>2. 若年層に向け福祉職の魅力発信施策の創出・展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層向け広報の見直し・強化 ・ 「しまね実践型インターンシップモデル事業」の拡充 ・ 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所制度」から「認証制度」への移行 <p>3. 外国人介護人材の受入・定着促進に向けた制度の充実と支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護人材に対する住居・移動手手段の確保 ・ 日本語教室や資格取得支援など ・ 外国人介護人材の受入に伴う諸経費への支援 <p>4. 市町村又は圏域ごとに関係機関が主体となった「今後の福祉・介護人材確保等に関する協議の場」づくりに向けた働きかけやその後方支援</p>	<p>(1. 処遇改善、報酬制度柔軟化に向けた国への継続的な働きかけの強化)</p> <p>○ 処遇改善や近年の賃金・物価水準の上昇に十分に対応できる公定価格となるよう、設定単価の引き上げなど、必要な対策を国に要望してきており、引き続き求めていきます。</p> <hr/> <p>(2. 若年層に向けた福祉職の魅力発信施策の創出・展開)</p> <p>○ 福祉職の魅力発信施策については、人材確保にかかる重要施策の一つとして以前から取り組んでいるところです。</p> <p>○ 特に昨年度からは、県社会福祉協議会への委託事業「しまねの福祉・保育JOBフェスタ」において保育・介護・障がい分野をまとめた魅力発信イベントを実施しており、その内容等については引き続き関係団体等と協力して協議を行う予定です。</p> <p>○ 「しまね実践型インターンシップモデル事業」は今年度からの取組であるため、事業効果の検証等を「福祉・介護人材確保推進会議」の場等で行いつつ、来年度以降の事業内容について検討することとしています。</p> <p>○ 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」は、現在その数が13事業所に留まっていることから、まずは制度自体について周知や普及啓発を進めることとしています。今後、多くの事業所が宣言をされた段階で、認証制度への移行も含め次のステップ等について改めて検討していく予定です。</p> <hr/> <p>(3. 外国人介護人材の受入及び定着促進に向けた制度の充実と支援強化)</p> <p>○ 外国人介護人材の活用は、県内の介護人材確保に有効な方法の一つであると捉えており、今年度から有識者や業界関係者で構成する「島根県福祉人材確保・推進会議」に専門の部会を設け、検討を開始しています。</p> <p>○ この部会での意見や関係機関への状況把握等を踏まえて、県としても何ができるか考えていきます。</p>

提言・要望事項		回答
		<p>(4. 市町村又は圏域ごとに関係機関が主体となった「今後の福祉・介護人材確保等に関する協議の場」づくりに向けた働きかけやその後方支援)</p> <p>○ 県では、平成30年度から、市町村社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人を中心としたネットワーク化による地域課題解決に向けて、法人間連携プラットフォームの設置を支援してきています。</p> <p>○ これまで県内10か所で設置されており、こうした場を活用していただきたいと考えています。</p> <p>○ また、今年度は社会福祉法人と市町村を対象とした「地域の福祉サービスの将来を考える」合同セミナーを開催し、市町村ごとの意見交換の場を持つこととしており、市町村や圏域単位での協議の場づくりのきっかけとしたいと考えています。</p>
4. 災害福祉支援活動の強化に向けた体制整備		
(1)	<p>災害福祉支援活動の強化に向けた体制整備</p> <p>災害時における「福祉サービスの提供」の実効性を確保するため、「島根県地域福祉支援計画」及び「市町村地域福祉計画」に、それぞれの体制整備等に係る具体的な取組を位置付けられるよう要望します。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>1. 「島根県地域福祉支援計画」において、災害時「福祉サービスの提供」に係る以下の点についての明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害福祉支援活動の推進にあたっての理念や基本方針 ・ 「福祉サービスの提供」に係るサービス・活動の範囲や具体的仕組み等のガイドライン策定 ・ 市町村が上記の仕組みや体制整備を進めるための県域からの具体的支援施策 <p>2. 「市町村地域福祉計画」において、災害時「福祉サービスの提供」に係る具体的取組が位置付けられるための技術的助言</p>	<p>○ 島根県地域福祉計画は5年ごとに改定しており、本年3月に策定したばかりですが、計画の記載の有無に関わらず、必要な対策はとっていかねばならないと考えています。</p> <p>○ 今回の災害救助法の改正では、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、国費等で支弁される救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、7月1日から施行されています。</p> <p>○ これを踏まえ、厚生労働省では、「災害時の福祉支援体制の整備のためのガイドライン」を6月に改正しており、今年度の調査研究事業により、災害福祉支援ネットワークの運営や、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣手続きの整理が行われる予定です。</p> <p>○ 県では、市町村、貴会を含む関係団体と「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」を平成27年に設け、災害救助法が適用された場合等の災害福祉広域活動の枠組みを設けるとともに、協定に基づくDWA Tの派遣体制なども整備していますが、こうした法改正等に応じて必要な見直しについては事務局である貴会とともに取り組んでまいります。</p> <p>○ 災害救助法等の改正内容については、既に防災部や健康福祉部から、市町村の担当部署に周知しているところであり、防災部や市町村とも連携して対応してまいります。</p>